

マージン率等に係る情報提供について

令和 5 年 9 月 28 日
株式会社マーシェル

労働者派遣法第 23 条第 5 項に基づき、下記の情報を提供します。

対象：令和 5 年度（令和 4 年 7 月～令和 5 年 6 月）

記

1. 令和 5 年 7 月 1 日付け派遣労働者数 2 人
2. 令和 5 年度 派遣先事業所数 1 件
3. 令和 5 年度 労働者派遣に関する料金の平均額 14,400 円
(1 日当たりの料金額 ※8 時間労働として計算)
4. 令和 5 年度 派遣労働者の賃金の額の平均額 10,000 円
(1 日当たりの料金額 ※8 時間労働として計算)
5. 労働者派遣に関する料金の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を
当該労働者派遣に関する料金の平均額で除した割合 30.5%
6. 法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結しているか否かの別
労使協定を締結している（有効期限 2025 年 3 月 31 日）
協定対象派遣労働者の範囲：食品製造及び加工処理、入出庫作業
7. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

1. 対象者	フルタイムで1年以上の雇用が見込まれるすべての派遣社員を対象とする。1年以上の雇用見込みがなくても、入職時の教育訓練は実施します。
2. 実施内容	教育訓練の実施区分 1年目：基礎的なビジネスマナー、共通的な教育訓練から導入し、業種・職種等に応じた初期専門的教育訓練。 2年目：業種・職種別等の応じた中期専門教育訓練。 3年目：業種・職種別等の応じた中期専門教育訓練から発展させて、問題点や改善点を発信できる教育訓練。 4年目：任意、本人希望を前提とし、キャリアアップに資するスキルの習得などの支援。
3. 実施時期	フルタイムで1年以上の雇用が見込まれる派遣社員に、年間8時間の教育訓練を実施する。 実施日程は、教育科目、スケジュール、個別機関等を設定し、適宜実施する。
4. 実施方法	■ 派遣元による教育訓練 ■ 派遣先に於けるOJT ■ e-ラーニング（2021年10月～随時稼働） ■ 外部講師による研修 ※ 教育訓練後の実施記録は、担当者へ提出することとする。
5. 勤務上の取り扱い	指定した教育訓練についての受講時間は、勤務時間に通算し、通常時給で支給する。 教育訓練の受講は無償で行う。

6. 教育訓練体系			
	1年目	2年目	3年目
レベル	就業先のガイダンスに沿って基本的なことは実践できる	就業上のガイダンスや支持の下で独力で実践できる	就業先や職種が変わっても独力で実践できる
技術・知識 スキル	業務上の基本的な知識・スキルを持っている	業務上の知識・スキルを持っている	業務上の専門的な知識・スキルを持っている
ビジネススキル	派遣社員で働く上での基礎的な知識がある	適切なビジネスマナーや立振る舞いができる	適格なセキュリティ保護ができる 問題解決や改善提案ができる
	基本的なコミュニケーションスキルがある	良好なコミュニケーションができる	
	セキュリティ保護の基礎知識 基本的な倫理観がある		